奈良県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年三月十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長　白　井　皓　喜

公職の候補者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
太田好紀	太田好紀後援会	主たる事務所の所在地	五條市五條一―一〇―六	五條市西吉野町城戸四〇八―一	平成二十三年二月二十五日